

新検査制度に係る保安規定の変更について  
(審査会合(令和2年7月6日)における指摘事項に対する回答)

令和2年7月20日

日本原子力研究開発機構

## 指摘事項の内容とその対応一覧(1/2)

No.	審査会合(令和2年7月6日)における指摘事項	回答
共通-1	<p>「事業者検査の独立性の確保」において、保守担当部署から独立した者を事業者検査関係者とするを明確に記載すること。            なお、その他の拠点にあっても、独立性が明確になっていない場合は同様の対応を検討すること。  <b>【加工規則第8条第1項第16号, 試験炉規則第15条第1項第17号, 同第2項第18号, 使用規則第2条の12第1項第15号, 研開炉規則第87条第3項第19号, 再処理規則第17条第2項第20号】</b></p>	P.3 参照
共通-2	<p>「施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定」において、「ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。」の記載を削除すること。  <b>【加工規則第8条第1項第16号, 試験炉規則第15条第1項第17号, 同第2項第18号, 使用規則第2条の12第1項第15号, 研開炉規則第87条第3項第19号, 再処理規則第17条第2項第20号】</b></p>	P.4 参照
共通-3	<p>事業許可申請書に、「環境試料中放射性物質の濃度の監視」等、環境試料の測定を行うことを記載した拠点にあつては、放射性廃棄物の廃棄に関することとして、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について記載を追加すること。  <b>【加工規則第8条第1項第12号, 試験炉規則第15条第1項第13号, 同第2項第13号, 使用規則第2条の12第1項第11号, 研開炉規則第87条第3項第14号, 再処理規則第17条第2項第14号】</b></p>	P.5 参照
共通-4	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)の解釈にある「～を含む。」といった要求事項を踏まえ、保安規定の品質マネジメント計画を見直すこと。  <b>【加工規則第8条第1項第2号, 試験炉規則第15条第1項第2号, 同第2項第2号, 同第3号, 使用規則第2条の12第1項第2号, 研開炉規則第87条第3項第2号, 再処理規則第17条第2項第2号】</b></p>	P.6 参照

## 指摘事項の内容とその対応一覧(2/2)

No.	審査会合(令和2年7月6日)における指摘事項	回答
固有-1	<p>保全区域について記載すること。  <b>【加工規則第8条第1項第7号】</b></p>	P.7 参照
固有-2	<p>「排気監視設備及び排水監視設備」に「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。」とあるため、具体的に保安規定のどこに記載しているのか明示すること。  <b>【加工規則第8条第1項第8号】</b></p>	P.8 参照
固有-3	<p>「放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法」に「放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。」とあるため、具体的に保安規定のどこに記載しているのか明示すること。  <b>【加工規則第8条第1項第10号】</b></p>	P.9 参照
固有-4	<p>「核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い」において「臨界に達しないようにする措置」として、核燃料物質の種類や数量を制限して当該措置を定めている施設にあっては、「臨界に達しないようにするため、」等の記載を追加して規則解釈の意図を明確化すること。  <b>【加工規則第8条第1項第11号】</b></p>	P.10 参照
固有-5	<p>重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動を行う体制の整備に当たっては、廃止措置段階へ向かっている施設であることを鑑み、どのような事故を想定し、具体的にどのような体制を整備していくのか十分に検討した上で進めること。  <b>【加工規則第8条第1項第14号】</b></p>	P.11 参照

《施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）》  
「事業者検査の独立性の確保」において、担当部署から独立した者を事業者検査関係者とするを明確に記載すること。

なお、その他の拠点にあっても、独立性が明確になっていない場合は同様の対応を検討すること。

【加工規則第8条第1項第16号，試験炉規則第15条第1項第17号，同第2項第18号，使用規則第2条の12第1項第15号，研開炉規則第87条第3項第19号，再処理規則第17条第2項第20号】

- 事業者検査の独立性に係る条文において、保守担当部署から独立した者が検査を実施する旨が明確となっていない拠点・施設においては、該当する条文を修正し、「検査対象となる設備等の保守管理に関与しない者が検査を実施する」旨を明確にする。

《施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）》  
「施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定」において、「ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。」の記載を削除すること。  
【加工規則第8条第1項第16号，試験炉規則第15条第1項第17号，同第2項第18号，使用規則第2条の12第1項第15号，研開炉規則第87条第3項第19号，再処理規則第17条第2項第20号】

- 各施設保安規定の保守管理に係る条文のうち「施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定」において、「ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。」の記載を削除する。

《放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事。》  
事業許可申請書に、「環境試料中放射性物質の濃度の監視」等、環境試料の測定を行うことを記載した拠点にあつては、放射性廃棄物の廃棄に関する事として、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について記載を追加すること。

【加工規則第8条第1項第12号, 試験炉規則第15条第1項第13号, 同第2項第13号, 使用規則第2条の12第1項第11号, 研開炉規則第87条第3項第14号, 再処理規則第17条第2項第14号】

- 事業許可申請書において環境試料の測定を行うことを明記している拠点・施設においては、放射性廃棄物の廃棄などに関する条文に「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画, 実施, 評価)」について許可書の記載内容を踏まえた記載を追加する。

### 《品質マネジメントシステムに関すること》

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)の解釈にある「～を含む。」といった要求事項を踏まえ、保安規定の品質マネジメント計画を見直すこと。

【加工規則第8条第1項第2号, 試験炉規則第15条第1項第2号, 同第2項第2号, 同第3号, 使用規則第2条の12第1項第2号, 研開炉規則第87条第3項第2号, 再処理規則第17条第2項第2号】

- 各施設保安規定の品質マネジメント計画について、品質管理基準規則の解釈にある要求事項を踏まえ、解釈の趣旨が明確となるよう、記載の追加等の見直しを行う。

《管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。》

保全区域について記載すること。

【加工規則第8条第1項第7号】

- 加工規則第1条(定義)第2項第3号及び第7条の2の9(管理区域への立入制限等)第2号の規定に基づき, 管理区域以外の区域において, 加工施設の設備・機器の保全のために管理を必要とする中央操作室, 電源室, 発電機室などの場所を保全区域として設定し, 管理していくことを条文と添付図(建屋平面図)において明確にする。



《排気監視設備及び排水監視設備に関すること。》

「排気監視設備及び排水監視設備」に「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。」とあるため、具体的に保安規定のどこに記載しているのか明示すること。

【加工規則第8条第1項第8号】

《放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法》

- 第66条(放射線測定器等の管理)及び第17表(放射線測定器等)において、放射線測定器等の維持管理等(測定器の種類, 数量を含む。)を明確にしている。

《放出管理に係る設備の使用方法》

- 第44条(放射性気体廃棄物の管理)及び第9表(放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等)において、放射性気体廃棄物を放出する場合の放出管理目標値, 排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより監視し測定(通常測定:1回/週, 精密測定:1回/3月)することを明確にしている。
- 第46条(放射性液体廃棄物の管理)及び第10表(放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等)において、放射性液体廃棄物を放出する場合の放出管理目標値, 排水中の放射性物質の濃度の測定(通常測定:放出のつど, 精密測定:1回/3月)を明確にしている。

《放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。》

「放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法」に「放射線測定器の種類, 所管箇所, 数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。」とあるため, 具体的に保安規定のどこに記載しているのか明示すること。

【加工規則第8条第1項第10号】

《放射線測定器の種類, 所管箇所, 数量及び機能の維持の方法》

- 第66条(放射線測定器等の管理)及び第17表(放射線測定器等)において, 放射線測定器等の維持管理等(測定器の種類, 数量を含む。)を明確にしている。

《放射線測定器の使用方法(測定及び評価の方法を含む。)》

- 第65条(線量当量等の測定)及び第16表(線量当量等の測定)において, 管理区域及び周辺監視区域における線量当量等の測定項目等を明確にしている。
- 第44条(放射性気体廃棄物の管理)及び第9表(放射性気体廃棄物に係る放出管理目標値等)において, 放射性気体廃棄物を放出する場合の放出管理目標値, 排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより監視し測定(通常測定:1回/週, 精密測定:1回/3月)するとともに, 濃度限度を超えていないことを確認することを明確にしている。
- 第46条(放射性液体廃棄物の管理)及び第10表(放射性液体廃棄物に係る放出管理目標値等)において, 放射性液体廃棄物を放出する場合の放出管理目標値, 排水中の放射性物質の濃度の測定(通常測定:放出のつど, 精密測定:1回/3月)するとともに, 濃度限度を超えていないことを確認することを明確にしている。

《核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。》

「核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵その他の取扱い」において「臨界に達しないようにする措置」として, 核燃料物質の種類や数量を制限して当該措置を定めている施設にあつては, 「臨界に達しないようにするため, 」等の記載を追加して規則解釈の意図を明確化すること。

【加工規則第8条第1項第11号】

《工場又は事業所内における核燃料物質の運搬(受払い含む。)》

- 第38条(周辺監視区域内の運搬)において, 加工規則第7条の6(工場又は事業所内の運搬)に規定されている措置を講じることを明記, 第43条(センター外への運搬)において核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則に規定されている措置を講ずることを明確にしている。
- 第39条(施設敷地内の運搬)において, 加工規則第7条の6(工場又は事業所内の運搬)に規定されている措置を講じることを追加する。
- 事業所外からの核燃料物質の搬入は, 搬出元が搬出先(搬入)までの責任で実施されることから受け入れる側は, 運搬に関する計画を確認し安全に必要な事項を確認している。

《工場又は事業所内における核燃料物質の貯蔵》

- 第31条(臨界管理)及び第2表(臨界管理に係る核的制限値)において, 臨界管理を必要とする設備・機器(シリンダを含む。)を明確にして管理を行うこととしている。
- 第41条の2(貯蔵上の遵守事項)において, 最大貯蔵量を超えて貯蔵しないことなどの遵守すべき事項を明確にしているが, 加えて, 臨界管理を必要とする核燃料物質を貯蔵する場合は, 臨界に達しないようにする措置を講じることを追加する。

《設計想定事象, 重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。》

重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する活動を行う体制の整備に当たっては, 廃止措置段階へ向かっている施設であることを鑑み, どのような事故を想定し, 具体的にどのような体制を整備していくのか十分に検討した上で進めること。

【加工規則第8条第1項第14号】

- 第87条(報告)において, 加工規則第9条の16(事故故障等の報告)に定める事象に準ずる事象として幅広い事象を対象にしている。また, 事故, 災害の種類をセンターの事故対策規則において明確にしているが, 今後, 廃止措置に移行していくことを考慮した設計想定事象, 重大事項等又は大規模損壊に係る内容をセンターの事故対策規則に明確にしていく。